

平成27年知立市議会 6 月定例会予算・決算委員会記録目次

	ページ
6 月 11 日 (木)	
予算・決算委員会 付託……………	1
企画文教分科会 所管分	
議案第41号 平成27年度知立市一般会計補正予算 (第2号)	
市民福祉分科会 所管分	
議案第41号 平成27年度知立市一般会計補正予算 (第2号)	
議案第42号 平成27年度知立市介護保険特別会計補正予算 (第1号)	
建設水道分科会 所管分	
議案第41号 平成27年度知立市一般会計補正予算 (第2号)	
6 月 15 日 (月)	
予算・決算委員会 企画文教分科会……………	3
6 月 16 日 (火)	
予算・決算委員会 市民福祉分科会……………	9
6 月 18 日 (木)	
予算・決算委員会 建設水道分科会……………	15
6 月 23 日 (火)	
予算・決算委員会 分科会委員長報告、質疑、討論、採決……………	17

平成27年知立市議会 6月定例会予算・決算委員会

1. 招集年月日 平成27年6月11日(木) 本会議終了後

2. 招集の場所 知立市議会議事堂

3. 出席委員(20名)

杉山 千春	明石 博門	水野 浩	中野 智基
小林 昭弼	三宅 守人	田中 健	神谷 文明
高木千恵子	久田 義章	池田 福子	池田 滋彦
川合 正彦	永田 起也	稲垣 達雄	村上 直規
風間 勝治	佐藤 修	中島 牧子	石川 信生

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	加古 和市	総 務 部 長	岩瀬 博史
危 機 管 理 局 長	高木 勝	福 祉 子 ど も 部 長	成瀬 達美
福 祉 健 康 部 長	中村 明広	市 民 部 長	山口 義勝
建 設 部 長	塚本 昭夫	都 市 整 備 部 長	加藤 達
上 下 水 道 部 長	鈴木 克人	教 育 長	川合 基弘
教 育 部 長	石川 典枝	会 計 管 理 者	稲垣 利之
監査委員事務局長	平野 康夫		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	島津 博史	議 事 課 長	横井 宏和
-------------	-------	---------	-------

7. 会議に付した事件(又は協議事項)

事 件 名

議案第41号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第2号)

議案第42号 平成27年度知立市介護保険特別会計補正予算(第1号)

午後1時37分開会

○田中委員長

定足数に達していますので、ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は2件、すなわち議案第41号、議案第42号です。

2案件については、お手元に配付してあります議案付託一覧表第4号のとおり、企画文教、市民福祉、建設水道の3分科会において、所管分をそれぞれ審査していただくこととしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次の予算・決算委員会は、6月23日火曜日午前10時より、本日に引き続き行いますので、本議場に御参集ください。

なお、各分科会の審査の日時については、会期日程によりそれぞれお願いします。

本日は、これで散会します。

午後1時38分散会

平成27年知立市議会 6月定例会予算・決算委員会 企画文教分科会

1. 招集年月日 平成27年6月15日(月) 企画文教委員会終了後

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(7名)

明石 博門	中野 智基	神谷 文明	久田 義章
池田 滋彦	川合 正彦	中島 牧子	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市長	林 郁夫	副市長	清水 雅美
企画部長	加古 和市	協働推進課長	野村 裕之
企画政策課長	堀木田純一	財務課長	松永 直久
総務部長	岩瀬 博史	総務課長	水谷 弘喜
税務課長	濱田 悟	危機管理局長	高木 勝
安心安全課長	伊藤 博生	会計管理者	稲垣 利之
監査委員事務局長	平野 康夫	教育長	川合 基弘
教育部長	石川 典枝	教育庶務課長	池田 立志
学校教育課長	橋本 博司	生涯学習スポーツ課長	佐藤 豊
文化課長	鶴田 常智		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	島津 博史	議事課長	横井 宏和
議事係長	近藤 克好		

7. 会議に付した事件(又は協議事項)

事 件 名

議案第41号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第2号)

午後0時57分開会

○川合委員長

ただいまから予算・決算委員会企画文教分科会を開会いたします。

本分科会の所管とされました審査案件は1件、すなわち議案第41号です。

議案第41号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

平成27年度の補正予算ということで所管のところについて伺います。といっても1つしかないんですが、本会議でも簡単な説明を伺ったわけですが、特別支援教育推進モデル事業委託金、県の委託金を受けて行うという、こういう事業になっている。これは2年間継続でやっているというふうに聞きましたね。

それで、これの推進モデル事業なんですけど、県のほうの事業があります。これ、県のほうで言うと清須市と豊川市の事例が載っておりまして、これは平成25年と平成26年と前に行われたみたいですね。知立市はどういうふうな計画で行われるのか、それと、国のほうにも推進体制モデル事業というのがあるんですけども、これは全て県費になってるので国の事業とは全く別の事業というふうには私は見えておりますが、これは愛知県の事業についての性格、そして、計画についてもう少しお知らせをいただきたいと思います。

○学校教育課長

国の事業があるということは、申しわけございませんが、認識はちょっとしていませんでした。

それから、知立市は本年度からでありますけども、最初の質問ですが。

○中島委員

このモデル事業というものが特にどういう内容で行う方針なのかということですね。2年間だよということは一応ありますよね。正式に2年間でもいいんですかということで。

○学校教育課長

2年間、本年度から始まります。

そして、この事業でありますけど、通常学級には発達障がいの子が大勢います。今、通級指導ということはやってるんですけども、そのノウハウを活かして発達障がいの子を通級学級で指導していくという、そういう事業であります。

○中島委員

通級の子たちというのは普通学級にいるの子が多いと私はもともとと思っているんですけども、特別支援学級とは違いますもんね。通級の子は普通学級にいて発達障がい等を抱えた子供を先生が回って行って指導をするという訪問指導的な形ですかね。それはクラスに入って行って寄り添ってやるのか、取り出しでやるのか、その辺は、ちょっともう少し教えてください。

○学校教育課長

今、市内で行われているのは基本的には通級教室のほうに来て、取り出しをして指導しております。

○中島委員

このモデル事業、今までもそれはあるんですけども、推進モデル事業、これはどう違うんですか、今までの通級指導と。何が強化されるのかというね、ここのところを。

○学校教育課長

今までと違うといいますか、特にこのモデル事業の本質というのは、今までは通常学級にいる子の一部を取り出して通級教室に呼んで支援をしていた。それを通常学級の担任と通級指導の担当と連携しながら通常学級の子供たちにそのノウハウを伝え発達障がいの子に対応していくと、そういう事業をモデル事業と考えています。

○中島委員

通常授業のほうへ支援の先生も入って一緒に勉強するということですか。子供たちにもそういうものを勉強させるということにも思える。

取り出し授業はこれまでどおりそれはそれでやるという、通級教室のほうへ取り出してやるというのはこれまでどおりやるんですか。新しくやる部分というのが、今度、普通教室の中に行って先

生が指導すると。

○学校教育課長

今まだ話し合いが1回しかされてないんですけども、通級指導は今までどおり行われると。それに加えて通常学級の担任が通級指導の担当と勉強しながら通常教室にいる発達障がいの子に対応していくと、そういう発想のモデル事業だと思います。

○中島委員

そうすると、一般の教員が通級の指導員と同じような勉強をしてクラスの中で対応を充実をさせていくと、このためということですね、事業はね。そのために県費で3人、市費1人と、これは現状ですかね。このために先生がどのように強化をされる。何か今回は消耗品費が6万4,000円、わずかですけどね、全体としては。報償金が3万6,000円とわずかですけど、そのために何をやるという補正なんですか。

○学校教育課長

このお金につきましては、通級指導の担当プラス通常学級の担任に対して大学の先生と講師の先生を呼んで発達障がいについて学んでいく、それについての謝金、今のところ大学の先生2人を考えている。

それから、消耗品費につきましては、通級指導、または発達障がいに関係する書籍を購入するという予定で今いるということです。

○中島委員

要は、先生方に勉強をしていただくための予算が補正予算ということでありませぬ。先ほど県はそういう程度のことしかやっていただけないのかな。国のほうのモデル事業のことを少しさっき言いましたけど、私のほうからね。文科省のほうは、この地域の中で核になる特別支援学校、ここの近くにないですけども、学校を核にして、その市域、どこの市域までいかわかりませんが、小・中学校、高校、幼稚園、こういうところと連携をとりながら今のような教育の支援をネットワークで支えていこうと。核になる特別支援学校というのが前提にあるんですね。そういう事業を国のほうは

今やってるんです。指定地域というのがありまして、ずっと見たら愛知県は指定になってませんでした。名古屋市はなっていました。名古屋市全域はその指定になっていると、国のモデル事業でね。ですから、特別支援学校のノウハウを各小・中学校の先生方にも伝えながら質を高めていくというのが国のほうのモデル事業でやられているということなんです。

この知立市では今の県の内容でしかないので、そこまでのことはやられていないけれども、今後そういった問題がやはりテーマになるのかなというふうに思っております。

今、特別支援学校は遠くで大府市だとか、本宿だとかという岡崎市のほうとかということですが、今、定住自立圏構想の中で、刈谷市に特別支援学校をつくらうという計画があります。具体化しているかどうか、私もちょっとわかりませんが、その辺のことはおわかりになるでしょうか、教育委員会はまだわからないでしょうか、その辺は。

○川合教育長

刈谷市のほうで県立ではなくて刈谷市立の特別支援学校を建設する計画が着実に今、進んでいるということです。

そして、それができた暁には、定住自立圏に含まれる知立市の子供たちもそこで学ぶ機会は希望があればそういう形になっていくのか。具体的な教育委員会同士の詰めはないですけども、大ざっぱにいうとそういう方向性が今、進んでいるというふうに認識しています。

○中島委員

年数もある程度出ておりましたよね、いつごろというのが。まだ余り確定ではないですかね。

直接ではないということで、その資料がないものでしょうがないことなので、わかればまた教えてください。

定住自立圏ということで負担金を求めるような形、これは一般論としてそういう方向になるということであるのか、刈谷市立ということで今言われたので負担金はないのか、その方向性はわかりますか。

○企画政策課長

ちょっと本日資料を持ってないんですけども、たしか建設のほうの負担金は、あくまで刈谷市がつくっていきますので、刈谷市が建設をしていくと。

ただ、運営に関して、やはり子供を預けたりしますので、そういった運営費については負担が出てくるということだったと思います。一応確認させてもらいます。

○中島委員

刈谷市立となれば、多分ね、ただ、子供たちがお願いするということになれば負担金がそこで発生するだろうということは予想されるということの範囲ですね。またその辺はもっと詰めた形の定住自立圏の会議等でまたその辺ははっきりしていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

これはいつごろもたれるのかわかりますか、定住自立圏の話し合いというのは、定期的にはやってない。

○企画政策課長

定住自立圏のほうにつきましては、定期的に会議のほうは開いております。前回のときには、そういった特別支援学校についてそういった情報が話されております。

○中島委員

また詳しくわかりましたらお知らせください。

やっぱり特別支援学校がノウハウがありますね。今回、東小学校のほうは特別支援学校から先生が配置されましたね。今まで東小学校にいた先生が特別支援学校へ行って向こうで勉強してくると、こういう実質的な交流が行われまして、私もちょっと授業を見せていただきまして、やっぱりノウハウというのがすごいということを感じました。肢体不自由の子供の授業を見せていただきまして、とても今まででは全然考えられないようなことが行われていたんですね。だからやっぱりそういうネットワークという、国が今、進めようとしているネットワークが特別支援学校があればできるんだなということを思いましたし、だからそれはそ

ういう方向が国がなぜ指定しなかったかよく事情がわかりませんが、愛知県は指定にはなっていない。そのかわりに県独自のこういうモデル事業でそういったものを少し強化しようという動きがある。文科省としては、そういう特別支援の教育を充実させようという大きな方針を持ったという中で、この愛知県のもあるし、全国のモデル事業もあるという位置づけなんだということをやはりちょっと確認をしておきたいなというふうに思います。

今やっぺらっぺら体制は全く変わらないで、ちょっと大学の先生へお願いして勉強をしていただくということで今回の予算ということで、わかりました。ほんとにふえているかなと思いますので。

確認ですが、今、特別支援の竜北中学校を指定したということですか、この事業は。これは何か竜北中学校を指定した意味がありますか。

○学校教育課長

通級担当が竜北中と知立東小と知立西小に配置をされておまして、特に中心的な立場のものが竜北中にいるということで竜北中中心に据えたということです。

○中島委員

2年間ということではよかったですかね、この県のほうのあれとしてはね。2年間ではとても担任の先生がみんな勉強するという機会は保障はされないだろうと思いますし、これからも先生たちは担任はかわっていかれるということがあるのでね、これはまたぜひそういう研修、講習といえますか、ぜひ教育委員会としてこの事業の後であっても継続的に行って行っていただきたいなと思います。この事業をやる分に当たっては、ほかの先生も自由に参加できるような内容があるとさらにはいいかなと思いますけれども、その辺の企画というのはどうなってるんですか。

○学校教育課長

まだ市内でも話し合いが今、進んでいる段階で、そこまでのことはまだ話し合いができてるかどうかわかりませんが、今のお話を参考にして進めて

いきたいと思っております。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

以上で、本分科会の所管とされた案件の審査は終了いたしました。

なお、予算・決算委員会における分科会委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、予算・決算委員会企画文教分科会を閉会いたします。

午後1時13分開会

平成27年知立市議会 6月定例会予算・決算委員会 市民福祉分科会

1. 招集年月日 平成27年6月16日(火) 市民福祉委員会終了後

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(7名)

杉山 千春	三宅 守人	高木千恵子	永田 起也
稲垣 達雄	佐藤 修	石川 信生	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
福祉子ども部長	成瀬 達美	福祉課長	長谷 嘉之
子ども課長	星野 主税	保険健康部長	中村 明広
長寿介護課長	清水 弘一	国保医療課長	正木 徹
健康増進課長	浦田 浩子	市民部長	山口 義勝
市民課長	加塚 尚子	経済課長	早川 晋
環境課長	小栗 朋広		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	島津 博史	議事課長	横井 宏和
議事係	野々山英里		

7. 会議に付した事件(又は協議事項)

事 件 名

議案第41号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第2号)

議案第42号 平成27年度知立市介護保険特別会計補正予算(第1号)

午前10時16分開会

○稲垣委員長

ただいまから予算・決算委員会市民福祉分科会を開会します。

本分科会の所管とされました審査案件は2件、すなわち議案第41号、議案第42号です。これらの案件を逐次議題といたします。

議案第41号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

14ページの歳入のところで13款の1項で民生費国庫負担金被保護者就労支援事業負担金145万7,000円、そして、県の補助金で緊急雇用創出事業基金事業費194万3,000円が減額というふうになっておりますけれども、この御関係ですけれども、質疑のところでもお話がありましたけれども、もう少しもう一度詳しく説明をお願いいたします。

○福祉課長

今回、平成27年度から制度が変わりました。一応従前はセーフティーネット支援対策等事業費補助金10分の10ですが、これが内容としてはポルトガル語の通訳31万3,000円、生活保護の面接相談員が2人分ありまして、計252万2,000円だったのですが、それが新規に生活保護適正実施推進事業4分の3に減額されました。これによって189万1,000円増額という関係になっております。

また、県の緊急雇用創出事業基金事業費補助金10分の10ですが、これが生活保護の就労相談員2名分の臨時職員賃金の人件費なんです、これが制度がなくなりまして、マイナス194万3,000円で新たに被保護者就労支援事業負担金、これが4分の3なんです、ここに振りかわったため、145万7,000円がプラスという形で出ております。

以上です。

○高木委員

これ私、3回目なんですけど、ここでお聞きしたのは、ほんとにわかりにくいんですね。このお金が、国のほうから入ってくるお金がこちらに行

きこちらに行きということの中で分けられているんだなということにはよくわかります。

しかしながら、この国のほうから出ております生活保護適正化推進事業というものに関しましては、生活保護の適正化を図るというもので、そして、被保護者就労支援事業実施というものに関しましては、やはりこの被保護者への相談とか履歴書の書き方を教えるんだよということで国のほうはこういうふうに定めております。

しかしながら、今回この全ての歳入を見せていただきまして、次に18ページのところで民生費が出てきます。そこで国のほうの国庫支出金とか県の支出金を見ますと、ここで生活保護システム改修委託料ということで先ほどのお金の収支がここでぼんと出てくるんですけども、まず生活保護システム改良委託料、これは当初予算にはあがっておりませんでしたけども、一体これは何をされるのか、新しい委託料ということですけども、教えてください。

○福祉課長

きょう皆様のお手元にお配りさせていただいた資料でございます。生活保護冬季加算について現行と見直し後という形で、生活保護による住宅扶助の限度額についてという2つの表がございます。この2つの単価がそれぞれ7月1日から住宅扶助については単価が切りかわります。また、冬季加算については11月から単価が切りかわってまいりますので、これをシステム改修として出させていただいています。これが歳出でいくと162万円なんです、これを歳入側で生活保護適正実施推進事業2分の1の部分、162万円に対して2分の1です。81万円が歳入として入ってくるということでございます。

○高木委員

81万円が入ってくるということで、そして、一般財源もここで含まれてこのシステム改修がやられるということよろしいでしょうか。

先ほどのもう一度また歳入のほうに戻りますけれども、生活保護の適正実施推進事業のほうとかブラジル人の方の通訳の補助とかいろんなことこ

れで変わってくるんですけども、当初予算のほうの部分では、この内容的にはここで先ほど2名分が減りましたよとか、しかしここで2名分がふえましたよとか、だけど実際に話しますと生活困窮者に対する相談員とかということではいろんな部門がここに絡んできてますけれども、当初の予算の中の社会福祉士の中の生活困窮者労働準備支援の事業の委託とかそのようなところに関連してくるものなのか、それは全然変わりなくできたというふうに解釈してもよろしいのでしょうか。

○福祉課長

当初、平成27年度予算組みの段階では、まださまざまな補助金については情報等が明確にはなっていなかったもので、平成26年度までの補助金の体系で組まさせていただきます。

平成27年の3月から4月にかけて国のほうが明確に新しい補助金体系を提示してまいりましたので、6月議会で上程させていただいたというのが経緯でございます。

生活困窮者の自立支援事業というのも平成27年の4月から始まっておりますので、その中で国のほうは補助金の体系を変えてきたというのが今回の補正予算の内容でございます。

以上です。

○高木委員

当初予算よりも変わってきてて、知立市としてはこれを縮小していかなければならないとかというようなことはないのでしょうか。

○福祉課長

その点については、財務課等も消費税が8%にとどまったということで、国のほうがかなり福祉課関係の予算も頭打ちにされているという部分もございまして、何とか一般財源が発生しますけれども、今回このような予算を上程させていただくことについては、何とか承諾をいただいたというふうに思っております。

○高木委員

これでいろんな詳細に関しては、また決算時にわかると思いますけれども、国の予算を当てにしてと言っはいけないですけど、国の予算を大い

に知立市に入れていただいて、市民の皆さんが安心して暮らせるようにしていただきたいと思っておりますので、また今後よろしくお願ひしたいと思います。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

今のところですけども、15ページで本会議でも質疑ありまして、また、高木委員の質疑がありまして、よくわかったわけですけども、1つお聞きしたいのは、この生活保護の適正実施推進事業補助金ということですけども、この点で、相談だとかそのための体制整備に今回この補助金が使われると。具体的には被保護者の方たちが、もう一度資料出してほしいんですけども、そのことと同時に、就労を力を入れるということが言われてまいりましたけれども、実際にはどのようなことがやられてね、就労がどういう実態に、もちろん保護を必要とする人たち、その中で働く意欲を持っていただいて就労していただく、みずから自立していく、このことはとても大切なんですけども、実態としてどのような取り組みをされて、就労はどのような状況にあるのか。今後こうしたことをさらに進めていくわけですけども、どうやってね、福祉の里も窓口あるのかな、こっちでも両方でやるということが言われてたと思っておりますけども、その辺ちょっとお知らせ願ひたいなというふうに思います。

○福祉課長

就労については、現在、2人の就労相談員がいらっしゃると思います。一応勤務は月、火、水、木についてはそれぞれ1日置きずつに来ていただいて、金曜日は2人体制をとっております。

ハローワークからのナビゲーターという方が月2回、午前9時から午後0時、各週の木曜日いらっしゃると思います。一応各週の木曜日については、予約制をとらせていただいて、生活保護のケースワーカーが生活保護の働ける方については、2人ずつ予約を取っていただいてナビゲーターと、うちの就労相談員とケースワーカーで面接等をし

ていただいて、一応承諾書をいただくんですね。就労についての承諾書をいただいて、それはハローワークのほうで相談を受けると。受けて就労を目指しますという承諾書をいただきまして、そうしますと今後ハローワークのほうで担当を決めていただいて、あと、うちのほうの就労相談員のほうも担当を決めてハローワークで相談を受けていただく。それが大体6カ月をめどにやっていきます。その経過報告等をハローワークのほうから情報をいただいて就労状況等を相互に確認していくという形になっております。

平成26年においては、この制度を使って、ちょっと数字忘れちゃったので後で何名対象になったかを報告させていただきますけども、そういうような形で回しているというのが今、実態でございます。

あと、生活困窮者の自立支援事業については、4月から社会福祉協議会のほうの職員1名、実験的に毎週1カ月間は毎日来ていただきました。ただし、ちょっと福祉課のスペース的な問題がありまして、火曜日と木曜日は午前中、手話通訳の方が常駐されるので、一応現在は火曜日と木曜日を抜いた月、水、金、3日間来ていただくというような形で進めております。実態としては、福祉の里のほうは市役所の相談よりは、やはり件数はかなり少ないということになっております。

一応福祉課と社会福祉協議会の生活困窮者に自立支援相談事業については、5月に入って1回4月分の24件のケースについては集まって、その24件について今後どうしていこうかという話し合いはしております。今現在35件が6月7日か8日ぐらいの報告の中では35件まで今、相談が来ているという状況でございます。

以上です。

○佐藤委員

流れがわかりましたけれども、具体的に親身な相談活動をやられて、体制的にもハローワークもつき、市の担当者もつき、ある意味マンツーマンの体制でやられてるということでもあります。

それで、もう一つは、保護されている方たちの

中には、稼働年齢をどう見るかという問題もあるというふうに思うんですけども、その辺はどういうふうなのかなということと、具体的に相談に来られている方たちの年齢層といますかそういうこと、ともすると保護を受けて稼働年齢にある方でも今までハローワークに就労活動をやってもなかなか仕事が見つからないということで落ち込まれたり生活が乱れたり、そういう方たちも実際におられるわけでね、その辺の実態はどうなのかなということですけども。

○福祉課長

生活保護の方ですと大体40代から65歳までは働いていただくという形になります。55歳以上を過ぎると、かなり就労は難しくなるという傾向にあると判断しております。

あと、65歳を超えても社会とのつながりというところは働くということが非常に重要なと思うので、シルバー人材センターだとかそういうところで働いてもらうことによって社会とつながっているという捉え方をしておりますので、生活保護の方だと、できるだけ社会とのつながり場所というのが重要になると思ってますので、かなり就労については進めていく予定です。

また、障がいのある方については、就労支援事業Aだとか就労支援事業B、かそれあワークス等にも通っていただいているという状況に今あります。

以上です。

○佐藤委員

いずれにしても、そうした形で意欲を持って自分の人生を切り開いていくということがとても大切だなというふうに思います。

それと同時に、そうしたハローワークや連携と相談を受けながらそうした自立につなげていくということと同時に、私、以前も言いましたけれども、例えばそういう方たちが、ともすると働き盛りの方たちで仕事がないとなると、お酒を飲んでみたりとか、どうしてもそちらのほうに流れたりするようなケースもないわけではないということを含めて、知立市独自で、例えばいろんなパティオ池鯉鮒などを含めて文化活動なんかもあるわけ

ですので、そういうことを全ての方ということじゃないですけども、一定枠チケットの確保をしたり、そういうところに希望される方たちを観劇したり音楽を聞いたり、そういう励ましもあってもいいじゃないかなというふうには思うんです。

1つの案ですのでね、ともするとやっぱり孤立をしている方たちが多いということなんです。そんな中で、就労はもちろん進めていただくということは当然ですけども、そういうものにも触れていただいて、人間らしい生活について考えてもらったり、そういうことが大切ではないかなと。ですから、そういうことも含めて、幅広い支援を私は検討すべきじゃないかなというふうに思っているんです。その辺、検討されたことがあるのか、私はなかったら、そういうことも含めた検討をぜひしてほしいなというふうに思うんですけども、どうですか。

○福祉課長

生活保護の方に限ってということでは検討をしたことはありません。

ただ、今、保護司会のほうもうちの管轄でございますが、保護司会の中では、平成27年度事業として社会貢献ということに対して力を入れていらっしゃるの、それを参考にさせていただくという程度でよろしいでしょうか。

○佐藤委員

この社会貢献というもの、今、社会福祉法人に対する社会貢献活動が国会の中でも議論になって、法的に位置づけられる義務化なのか、努力義務なのか、ちょっとその辺は私、承知しておりませんが、議論になってるんですよ。

しかしながら、余り過度なそういうものもいけないという議論もあるわけですよ。保護司会の社会貢献活動とちょっと次元の違う話で、それはそれで進めてもらえば、意欲のある方はそうしていただければ結構だけれども、私は、そうしたことも触れる機会をしながら、そうした皆さんを励ましていくということも1つの方策として知立市独自の方式があってもいいではないかというふうに思うんです。

ですから、そうした皆さんの生活実態はよう承知してるとは思いますけれども、やっぱりなかなか、何遍ハローワークへ行っても今まで就労ができなかった、就労できても短期のものだったとかそういう中で、かなり精神的に一方では働かないかんと言いながら、一方では後ろ向きなものも葛藤しながら日々過ごされている皆さんに、そうしたことも支援することも必要ではないかなということで、ここですぐ検討しますとかということをして、求めてるわけじゃなくて、そういうことも視野に入れた支援のあり方について考えてほしいなというふうに私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○福祉課長

1つには、安城市の若者サポートステーションというところで今、生活困窮者の就労準備支援事業を今委託しております。そこがひきこもった方が居場所がまずつくらなきゃいけないというところで、安城若者サポートステーションに行ってもらうとかいう形をとって居場所づくりをしていくというふうに考えておまして、生活保護の方も同じように、なかなか居場所がない場合はそこに導いていくというようなことは今、事業としては行っております。

○佐藤委員

それはそれで結構なわけね、私は、先ほど言ったような視野で、もう少し支援の幅を広げて取り組んでほしいということなんです。

ですから、そうした事例はほかにはきかないんだろうというふうに思いますけれども、知立市独自の取り組みでそうした視点も加えて、ほんとに意欲を持って自立していただくというそうした点でどうかなということなんです。ぜひそうしたことも研究した視点で捉え直してほしいなということなんです。

副市長、特別私、無理なことを言ってるわけではなくて、しょっちゅうそれをやれということ言ってるわけではないわけで、そうした点でどうなのかなと。

例えば、認知症の方たちの認知症カフェという

のがありますよね。年一遍、これを2回にするという話もありますけれども、まずはその程度のことのでいいので、そうしたこともぜひ視野に入れてほしいなということなんですけども、どうでしょうか。

○清水副市長

御質問者の御指摘のこと、私も十分ではないかもしれませんが、理解するところです。

いろんな性格もそうですし、いろんな方々がおみえになりますので、これはという1つの答えはないんだろうというふうに思います。そういったことではいろんな置かれている状況を今のお話のひきこもりがちな方だとか、いろんな方がおみえになりますので、市として個別に全て対応するというのはなかなか難しいことだろうというふうに思います。

ケースワーカーもその辺はなかなか限界があるのかなという思いもありますけども、今、御指摘の点については、また内部でも具体的なことは何ができるのかということはこれからの問題といたしまして、そういう視点も大事にしていきたいというふうに思っております。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

議案第42号 平成27年度知立市介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

以上で、本分科会の所管とされた案件の審査は終了しました。

なお、予算・決算委員会における分科会委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、予算・決算委員会市民福祉分科会を閉会します。

午前10時41分閉会

平成27年知立市議会 6月定例会予算・決算委員会 建設水道分科会

1. 招集年月日 平成27年6月18日(木) 建設水道委員会終了後

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(6名)

水野 浩	小林 昭弑	田中 健	池田 福子
村上 直規	風間 勝治		

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
建 設 部 長	塚本 昭夫	土 木 課 長	岩瀬 祐司
建 築 課 長	野々山 浩	都 市 整 備 部 長	加藤 達
都 市 整 備 部 次 長	木納 利和	都 市 計 画 課 長	太田 知見
ま ち づ く り 課 長	尾崎 雅宏	都 市 開 発 課 長	柘植 茂博
上 下 水 道 部 長	鈴木 克人	水 道 課 長	國分 政道
下 水 道 課 長	近藤 修司		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	島津 博史	議 事 課 長	横井 宏和
議 事 係	野々山英里		

7. 会議に付した事件(又は協議事項)

事 件 名

議案第41号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第2号)

午前10時22分開会

○池田福子委員長

ただいまから予算・決算委員会建設水道分科会を開会します。

本分科会の所管とされました審査案件は1件、すなわち議案第41号です。

議案第41号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

以上で、本分科会の所管とされた案件の審査は終了しました。

なお、予算・決算委員会における分科会委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田福子委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、予算・決算委員会建設水道分科会を閉会いたします。

午前10時23分開会

平成27年知立市議会 6月定例会予算・決算委員会

1. 招集年月日 平成27年6月23日(火) 午前10時

2. 招集の場所 知立市議会議事堂

3. 出席委員(20名)

杉山 千春	明石 博門	水野 浩	中野 智基
小林 昭弼	三宅 守人	田中 健	神谷 文明
高木千恵子	久田 義章	池田 福子	池田 滋彦
川合 正彦	永田 起也	稲垣 達雄	村上 直規
風間 勝治	佐藤 修	中島 牧子	石川 信生

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	加古 和市	総 務 部 長	岩瀬 博史
危 機 管 理 局 長	高木 勝	福 祉 子 ども 部 長	成瀬 達美
保 険 健 康 部 長	中村 明広	市 民 部 長	山口 義勝
建 設 部 長	塚本 昭夫	都 市 整 備 部 長	加藤 達
上 下 水 道 部 長	鈴木 克人	教 育 長	川合 基弘
教 育 部 長	石川 典枝	会 計 管 理 者	稲垣 利之
監査委員事務局長	平野 康夫		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	島津 博史	議 事 課 長	横井 宏和
-------------	-------	---------	-------

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

事 件 名		審査結果
議案第41号	平成27年度知立市一般会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第42号	平成27年度知立市介護保険特別会計補正予算(第1号)	〃

午前10時00分開会

○田中委員長

定足数に達していますので、ただいまから6月11日に引き続き、予算・決算委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は2件、すなわち議案第41号、議案第42号です。これらの案件を逐次議題とします。

各分科会委員長の報告を求めます。

企画文教分科会委員長 川合委員。

〔企画文教分科会委員長 登壇〕

○企画文教分科会委員長

ただいまより予算・決算委員会企画文教分科会の報告をいたします。

本分科会は、平成27年6月15日午後1時より、第1委員会室におきまして、委員7名全員出席のもと開催されました。

本分科会の所管とされました案件は、議案第41号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第2号）の1件です。

この議案に対しての自由討議はありませんでした。

次に、議案第41号に対する主な質疑、答弁を報告いたします。

特別支援教育モデルについて、計画期間は2年か。また、その事業内容はどのようなものかの問いに、計画期間は2年間で予定をしている。これまで通級教室で培ってきたノウハウを通学教室に在籍する発達障がいの児童・生徒に対する指導に担任教師が活かしていく事業であるとの答弁。

通級指導とはどのような指導方法かの問いに、通常学級に在籍する発達障がいの児童・生徒を個別に通級教室に取り出して自立のための指導を行うものであるとの答弁。

この事業はこれまでの通級指導とどのような点が違うのかの問いに、これまでの通級指導に加え、通級担当と通常学級の担当が連携して通常学級にいる発達障がいの子供に対する指導を充実させるモデル事業であるとの答弁。

計上された事業委託料はどのように使われるの

かの問いに、謝金としての3万6,000円は研修会講師2名分として考えている。また、消耗品費としての6万4,000円は通級や発達障がいに関する書籍の購入に充てることを考えているとの答弁。

刈谷市では市立の特別支援学校の建設を計画しているが、どのような状況かの問いに、今まで知立市の子供たちは岡崎市まで通っていたが、知立市にできれば定住自立圏構想の中で通うことができるとい話が進んでいる状況である。また、教育委員会同士でも話し合いはまだされておらず、開校時期など具体的な計画内容は把握していないとの答弁。

刈谷市立特別支援学校に対しての負担金は必要となるかの問いに、まだ明らかではないが、刈谷市立であり建設費の負担はないと考えるが、運営費については応分の負担は発生すると思うとの答弁。

特別支援教室推進モデル事業の中心校は竜北中学であるが、指定された理由はの問いに、通級担当が竜北中学校、知立東小学校、知立西小学校の3校に配置されているが、中心となる担当者が竜北中学校に在籍しているためとの答弁。

事業期間2年では担当の先生全てが習得できないし、担任もかわっていく。事業終了後もこのような研修は継続すべきではの問いに、まだ現在、事業についての話し合いの途中であり、事業終了後のあり方については明確にはできないが、意見として参考にするととの答弁がありました。

以上をもちまして、本分科会の所管とされました案件の審査は全て終了し、午後1時13分開会いたしました。

これで予算・決算委員会企画文教分科会の報告を終わります。

〔企画文教分科会委員長 降壇〕

○田中委員長

次に、市民福祉分科会委員長 稲垣委員。

〔市民福祉分科会委員長 登壇〕

○市民福祉分科会委員長

それでは、ただいまより平成27年度6月定例会予算・決算委員会市民福祉分科会の報告をさせて

いただきます。

本分科会は、平成27年6月16日火曜日午前10時16分より、第1委員会室において委員7人全員出席のもと開催されました。

本分科会に付託されました案件は、議案第41号、議案第42号の2件でございます。

次に、主な審議内容について報告させていただきます。

議案第41号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第2号）では、被保護者等就労支援負担金145万7,000円、緊急雇用創出事業基金事業費補助金194万3,000円の減額について詳しい説明をの問いに、平成27年度より制度が変わり、セーフティーネット支援対策事業費補助金10分の10で通訳と面接相談員の252万2,000円だったが、生活保護適正実施推進事業費補助金が4分の3となり、また、県の緊急雇用創出事業基金事業費補助金10分の10で就労相談員2名分の補助事業が廃止され、新たに被保険者等就労支援負担金4分の3に変わり5万2,000円マイナスとなっているとの答弁がございました。

歳出のシステム改修委託費が出ているが、当初は出されていなかった。何についてのシステム改修をされるのかの質問に、生活保護冬季加算が11月より住宅扶助が7月より単価が切りかわる。これをシステムに反映するための改修費である。歳出は162万円だが歳入として生活保護適正実施推進事業費補助金2分の1の部分での見込みであるとの答弁がございました。

生活保護適正実施推進事業費補助金で相談や体制づくりにこの補助金が使われているが、実際にどのようにして働く意欲を起こさせ就労に結びつけているのか。生活困窮者相談支援事業は社会福祉協議会と市で受け付けているが、就労支援状況と相談件数についてあわせて教えてほしいとの質問に、就労相談員は現在2名設置している。月曜から木曜までが1名で金曜日は2名体制。ハローワークから月2回就労相談員が出張相談を行っている。相談は予約を取り、被保護者について調整し、市の相談員、ケースワーカーを交え面接して

いる。6カ月をめどに重点的に支援を実施し、自立支援プログラム対象者は83名、ハローワークと就労相談員の連携については27名、生活困窮者相談支援事業は4月からの施行に伴い1カ月間、社会福祉協議会から1名市役所に来てもらい、5月からは福祉課内で週3回の常駐としている。相談案件については市と社会福祉協議会が集まりケース検討を行っている。現在、相談件数は35件との答弁がございました。

生活保護の方の稼働年齢をどうみるか。また、就労先が見つからないことで生活態度が乱れ、就労を諦めてしまう人など実態はどうかの問いに、65歳までは支援を行うが、55歳以上となると就労範囲が狭くなり、大変難しくなる。健康な65歳以上の方にも社会とのつながりという点で就労を進めている。また、障がいのある方にも就労支援事業等の活用も支援しているとの答弁がございました。

知立市独自で支援とは別に文化活動のチケットを希望者に配付したり、励ましも含めた幅広い支援を検討すべきではの問いに、生活保護の方に限るといえば検討したことはない。保護司会の中で平成27年度事業として社会貢献活動に対し力を入れており、参考とする。また、安城市の若者サポートステーションと生活困窮者の就労支援事業を契約をして、ひきこもりやニートの方の居場所づくりを考えている。生活保護者に対してもそこに導いている。いずれにせよ、市として個別対応は難しいとの答弁があり、自由討議はございませんでした。

次に、議案第42号 平成27年度知立市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、質疑、自由討議はございませんでした。

以上、本分科会に付託されました案件の審査は全て終了し、午前10時41分に閉会いたしました。

これもちまして、予算・決算委員会市民福祉分科会の報告とさせていただきます。

〔市民福祉分科会委員長 降壇〕

○田中委員長

次に、建設水道分科会委員長 池田福子委員。

〔建設水道分科会委員長 登壇〕

○建設水道分科会委員長

予算・決算委員会建設水道分科会の報告をいたします。

本分科会は平成27年6月18日、委員会終了後、委員全員出席のもと開催されました。

本分科会の所管とされました審査案件は1件です。すなわち、議案第41号です。

審査結果を御報告いたします。

議案第41号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第2号）につきましては、質疑、自由討議なく終了いたしました。

以上で、予算・決算委員会建設水道分科会の報告とさせていただきます。

〔建設水道分科会委員長 降壇〕

○田中委員長

これで分科会委員長報告を終わります。

ただいまの企画文教分科会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの市民福祉分科会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの建設水道分科会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまから各議案の審査に入ります。

議案第41号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第41号について、挙手により採決します。

議案第41号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第41号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第42号 平成27年度知立市介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第42号について、挙手により採決します。

議案第42号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第42号 平成27年度知立市介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

これで予算・決算委員会を閉会します。

午前10時14分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会予算・決算委員会

委員長